

平成29年度 芦屋市霊園使用者選考委員会 会議録

日 時	平成29年7月26日(水) 午後1時30分～午後3時30分
場 所	市役所北館3階 ミーティングルーム2
出席者	出席委員 ・米田委員・小澤委員・田中委員・直林委員 ・若林委員・大永委員・高井委員 欠席委員 ・北川委員 事務局 ・市民生活部環境課 米村課長・富松係長・石橋主査
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	なし(委員・事務局以外の参加者)

1 報告事項

(1) 平成28年度 芦屋市霊園使用者募集結果

2 議題

(1) 諮問事項

- 1) 募集区分について(案)
- 2) 常時募集の墓地区画及び申込資格等について(案)
- 3) 随時募集の墓地区画及び申込資格等について(案)
- 4) 追加募集の墓地区画及び申込資格等について(案)
- 5) 申込み時の注意事項について(案)

(2) 報告事項

- 1) 募集日程について

3 その他

4 提出資料

- ・ 芦屋市霊園使用者選考委員会委員名簿
- ・ 平成28年度 芦屋市霊園使用者募集結果
- ・ 諮問事項
- ・ 【補足説明資料】 募集区分等の変更について
- ・ 【補足説明資料】 墓地区画分筆図
- ・ 【参考資料】 平成29年度 芦屋市霊園使用者常時募集案内
- ・ 【参考資料】 平成29年度 芦屋市霊園使用者募集案内
- ・ 【参考資料】 芦屋市霊園使用者選考委員会規則

## 5 審議経過

事務局 【開会，委嘱状・委任状交付】

課 長 【課長挨拶】

各委員 【委員自己紹介】

事務局 【事務局紹介】

事務局 【委員長選出】

それでは，委員長の選出に移らせていただきます。選考委員名簿をご用意させていただいていますが，芦屋市霊園使用者選考委員会規則第2条第2項の規定に基づきまして，委員長は委員の互選により定めることとなっておりますが，いかがいたしましょうか。

直林委員 米田委員を推薦します。

事務局 ほかにございませんでしょうか。ありがとうございます。それでは米田委員に委員長をお願いいたしたいと思いますがいかがでしょうか。

——— 異議なしの声 ———

事務局 米田委員，委員長席の方へお願いいたします。

委員長 【委員長挨拶】

事務局 本日は，今年度の芦屋市霊園の使用者募集に際しまして，使用者を決定する基準その他必要な事項につきまして，諮問をさせていただくものでございます。米田委員長のお席に諮問書の正本を，各委員のお手元にはその写しを配布させていただきますので，よろしくお願ひいたします。

委員長，議事の進行をよろしくお願ひいたします。

委員長 ただいまから議事に入らせていただきますが，最初に本日配布の資料につきまして，事務局から確認をお願いします。

事務局 【資料確認】

委員長 本日が第1回目ということですので，運営の基本的なこと定めさせていただきたいと思ひます。選考委員会規則をご覧ください。選考委員会規則の第2条第4項に委員長に事故があるときは，あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する，という規定がございます。

本日欠席ではございますが，市民生活部長の北川委員を委員長の職務を代理するものとして指

名させて頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

—— 異議なしの声 ——

委員長 それでは北川委員に委員長の職務を代理する委員として指名させていただきます。

次にこの選考委員会に随時に市長から諮問を受けた場合の取り扱いについて、この選考委員会の開催が時間的に難しい場合で、且つ諮問の内容が芦屋市霊園使用条例等の関係法令に準じて判断できる場合、あるいは社会通念上妥当だと判断できる場合につきまして、常に連絡が取りやすい北川委員と相談させていただき、判断をさせていただくという事をお諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか。

—— 異議なしの声 ——

委員長 本日の出席状況について事務局から報告願います。

事務局 委員数8名中7名がご出席されております。

選考委員会規則第3条第2項の規定によりまして、過半数以上の出席ですので、会議の方は成立しております。

委員長 次に、選考委員会の公開、非公開の取り扱いについて確認させていただきます。

芦屋市の附属機関の公開、非公開の取り扱いについて説明をお願いします。

事務局 芦屋市情報公開条例で、付属機関等の行う会議は、原則公開と定められております。

ただし、第19条により、非公開情報が含まれる事項について審議する場合、あるいは公開することにより会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合については、出席者の3分の2以上の賛成があれば、公開しないことができることになっております。

委員長 事務局から説明がありましたが、これについて何かご質問があればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特にご意見がなければ、公開させていただきたいと思います。

—— 異議なしの声 ——

委員長 本委員会については、公開させていただくことにしたいと存じます。

次に、本委員会では議事録が作成される事となりますが、議事録の公開の請求があった場合についての確認をさせていただきたいと存じます。

まず、芦屋市の公文書公開の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 議事録の公開につきましては、芦屋市情報公開条例の第7条に公文書の公開義務が規定されて

おります。この規定に非公開情報の規定がありまして、それにより判断することになりますが、本日の委員会は原則公開と考えております。なお、公開内容につきましては、ご発言いただきました委員の方のお名前も含むものとなっておりますので、ご了解をお願いいたします。

委員長 ただいまの説明への質疑があればお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。  
特にないようですので公文書の取り扱いに沿って、公開したいと思いますがいかがでしょうか。

—— 異議なしの声 ——

委員長 本日、傍聴の方はおられますか？

事務局 いいえ、おられません。

【平成28年度 芦屋市霊園使用者募集結果の報告】

委員長 次第の「報告事項」の平成28年度の「芦屋市霊園使用者募集」の結果を事務局から願います。

事務局 昨年度の募集におきましては、まず募集の区分を20㎡未満と20㎡以上という2つの区分に分けております。20㎡未満の墓地につきましては随時募集ということで平成28年9月12日から10月11日までの1か月間募集を行いました。この随時募集で残った区画について追加募集を平成29年1月11日から6月29日まで行っております。20㎡以上の墓地については平成28年9月12日から常時募集という事で行っております。

随時募集と追加募集で1つの区画に複数の応募者がいらっしゃいましたので、公開抽選を行っております。その日時は「2 公開抽選」に記載してあるとおりです。

随時募集では募集区画は50区画ありまして、それに対して応募者が129名いました。1つの区画に複数の応募者がいらっしゃいました場合は、自宅に遺骨を保管されている方を優先としていましたので、129名の内訳を記載しております。遺骨を自宅に保管されていた方が56名、それ以外の方が73名いらっしゃいました。公開抽選の結果24区画の使用者が決まりましたが1区画の方が辞退されましたので、最終的に決定された区画は23区画でございます。そこで残りました27区画につきまして追加募集を行い12人の応募者がいて8区画の使用者が決定しています。追加募集では優先がございませんので、12名の内訳は記載してございません。

また常時募集につきましては応募者がいらっしゃいませんでしたので、随時募集と追加募集を合わせますと31区画の使用者が決定したことになります。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。ただいま説明のありました平成28年度の募集結果につきまして、ご質問はございますか。

(質疑, 応答)

田中委員 遺骨を持っている方、持っておられない方で優先があるということですが、どういう優先があるのですか。

事務局 申込みされる時点では優先はありませんが、1つの区画に遺骨をお持ちの方と、遺骨のない方がいらっしゃった場合、抽選するのは遺骨をお持ちの方のみで抽選を行いました。ですので遺骨をお持ちでない方は抽選の対象とならないということで、優先としております。

田中委員 それ以外の方の当選8人というのは、遺骨をお持ちの方と重複しなかったということですか。

事務局 そのとおりです。

直林委員 50区画を募集して最終的に31区画が決まったと、残りは応募者がいなかったということですか。

事務局 そのとおりです。

#### 【議題（1）諮問事項】

委員長 次に、皆様のお手元に芦屋市霊園の使用者を決定する基準その他必要な事項についての諮問をいただいております。

これに沿って本日議事を進めていきたいと思いますが、事務局の方で今回の諮問に対する答申をどのような形で考えておられるのか、少しご意見をいただきたいと思っております。

事務局 実際に9月1日から案内の方を始めさせていただきたいと考えておりますので、募集要項の作成等もございまして、非常にタイトなスケジュールとなっておりますので、特に附帯事項等がなければ、本日付でご答申をいただければと思っております。

委員長 ただいまの事務局の意向につきましては、審議の過程で、皆さんの同意を得ながら決めさせていただきたいと思っております。

それでは、諮問事項に入らせていただいておりますのでよろしいでしょうか。

諮問事項5点ございます。1)「募集区分について」と2)「常時募集」「随時募集」「追加募集」の「墓地区画及び申込資格等について」及び「申込み時の注意事項について」という形で諮問事項がございまして、まず1)「募集区分について」を審議していただいて、あと2)から5)を一括して審議をしていただくという方法で進めたいと思っております。それではまず「募集区分について」事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 (1) 諮問事項1)「募集区分について(案)」ご説明させていただきます。

昨年度までの経過を踏まえまして、昨年度同様墓地の面積で区分して募集したいというご提案でございます。先程、28年度におきましては20㎡以上と20㎡未満と分けて募集しましたが、

大きな区画は競争性がございませんので、期間を設けて抽選することはないだろうということで、20㎡以上の区画につきましては常時募集にしていました。昨年度の応募状況からしますと12㎡以上につきましては申込みもなく競争性がないと判断し、今年度は12㎡以上については常時募集、12㎡未満は随時募集を行いまして、それでも空き墓地がありましたら追加募集を行いたいと考えております。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。ここで今、事務局から提案のあった内容について、質疑・意見を受けたいと存じます。

若林委員 12㎡以上でも再募集ということが生じるようですが、12㎡未満に区画を下げる、さらに狭くするという事は考えられてはいないですか。

事務局 1つの区画を小さくするという事は、現場をみて周りの状況や通路の状況で、分筆してもおかしくないところは今までもしてきております。例えば12㎡のものを単純に2つに割れば6㎡になりますが、間口が4mで奥行が3mのものを2つに割れば間口が2mで奥行が3mという縦長になりますが、墓地として使いやすいところは分けやすいですが、同じ12㎡でも間口3m奥行4mを2つに割ると間口1.5m奥行4mになってしまっていて使い勝手が悪いという事になりますので、単純に分けられるものではないという事になっております。

昨年度は3つくらいの区画を分筆できたと思いますが、今回残っています12㎡以上の墓所について検討をしたのですが、分筆して使いやすい区画はございませんでした。

委員長 提案のありました「募集区分について(案)」12㎡以上の墓地については常時募集、12㎡未満の墓所については随時募集を行い、それで空き墓地がありましたら追加募集を行いますという諮問案に対して、この委員会としては賛同するという形でご異議ございませんでしょうか。

(各委員 同意)

委員長 ありがとうございます。それではこの1) 募集区分について、この選考委員会における諮問に対する答申とさせていただきます。

それでは次に、2) 常時募集の墓地区画及び申込資格等について、3) 随時募集の墓地区画及び申込資格等について、4) 追加募集の墓地区画及び申込資格等について、5) 申込み時の注意事項について、事務局から一括して説明をお願いします。

事務局 先程の募集区分でご確認いただきました常時募集についてご説明させていただきます。

今回12㎡以上で募集させていただきますのが、12㎡から52㎡の24区画でございます。再貸付の墓地でございます。再貸付の墓地といいますのは霊園の使用者様が使用しなくなった墓地を市に返還されたものです。その墓地に申込みできる資格は従来通り、(1) 申込日を基準に1年以上継続して、芦屋市に住民登録をしている方(2) 既に、芦屋市霊園墓地の使用許可を受けていないこと(3) 使用許可後1年以内に施設の使用設備(墓石、巻石等)を設置できる方(4) 使用料を納付書発行後、概ね1か月以内に一括納入できる方、としております。当選

者の決定の仕方としましては先着順としています。ただ、同じ日に同じ区画に複数の申込みがあった場合は抽選とさせていただきます。朝9時に来た方と夕方5時に来た方は同じ日に申し込んだという事で、この場合は抽選とします。抽選要領と補欠当選については後程の随時募集の際にご説明させていただきます。また、芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方の優先はありません。

次に、随時募集の墓地区画及び申込資格等について（案）でございます。募集墓地の区画としましては、和風のお墓を建てる普通霊園と、洋風のお墓を建てる芝生霊園がありますが、普通霊園では1㎡～4㎡の32区画、6㎡～7.5㎡で11区画、芝生霊園は4.5㎡を2区画、今年度はご用意しております。

その下、募集墓地区画一覧でNo1からNo45まで載せています。右端の備考欄に新設と書いてあるところが、1から23まであります。この新設は、カラーの図面と募集案内の地図をみていただければと思いますが、15地区になります。地図では右ページの真ん中に⑩と書いてあるところがありますが、ここに昔、防火水槽がありまして、整備工事を進める中で不要になりました。そこでこの春先に撤去しまして、その跡地を墓地として使用しようと考えて、今回新設という形で募集しております。1つの区画としまして、周りとのバランスを考え間口1m、奥行1.2mの1.2㎡の区画をご用意しております。この中で23区画が区分けできました。小さい墓地、数をたくさん出してほしいと、昨年度も129名申込みがありまして、実際当てる方は23区画ですので6倍近い倍率ですので、まだまだ一般的な墓地、小さい区画の需要が多いと考えておりますので、今回はこのように小さい区画を用意しております。表のNo24以降につきましては従来通りの再貸付となっております。

随時募集の申込み資格ですが、(1)平成29年10月6日(金)までに1年以上継続して、芦屋市内に住所(住民登録をしていること。)を有する方、(2)既に、芦屋市霊園墓地の使用許可を受けていないこと、(3)使用許可後1年以内に施設の使用設備(墓石、巻石等)を設置できる方。(4)使用料を納付書発行後、概ね1か月以内(平成29年12月28日(木)まで)に一括納入できる方、としております。

当選者の決定方法ですが、応募者が複数名おられましたら抽選することとしております。ただし芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方を優先して、それでも重複した場合はその方のみで抽選する昨年度と同じ方法をご提案しております。

昨年度アンケートを取った結果をご用意しております。昨年お盆に芦屋市民2,700人、霊園使用者300名に調査を行いました。その中に優先順位を設けることについてどのようにお考えですかということを入れており、設けた方が良い、設けなくても良い、どちらともいえない、の結果が、設けた方が良いという方が3割くらい、設けなくても良いという方が1割くらいいらっしゃいます。設けた方が良いという方につきまして、どのように設けたら良いかを質問しています。遺骨があるのにお墓などを所有していないため納骨できない方、お墓などを持っているが遠方にあるためこっちに持ってきて改葬したいという方、お墓を所有していないため生前にお墓を準備したいという方、この3つのパターンでどれが一番優先順位が高いのか、2番目はどれか、3番目はどれか、優先順位をつけていただいたアンケートになっております。その結果が、遺骨が自宅などにある方が一番優先順位が高くなっています。次は、改葬しようとしている方か、生前に準備をしたい方なのかということですが、生前にお墓を準備したい方が2番目の優先順位だというアンケート結果になっています。

したがいまして今年度の優先順位につきましては昨年度と同様、自宅等に遺骨をお持ちの方を優先としたいと思っております。生前にお墓を準備したいという方を2番目にして、改葬しようとする人を3番目にする必要もあるかと思いましたが、改葬しようとしている方はお墓ありませんと言ってしまうと遺骨なしと同じになってしまいますので、最優先の枠だけを設けたいと思います。

田中委員 自宅にお骨がある方が優先でいいと思うが、改葬で何らかの事情でお墓を持っているが閉めないといけない、そこは墓地をやめて再開発するなどの例を知っていますので、辞めざるを得なくてそこを引き上げて持ってくると。そこを本当に閉じてしまう、という方などはどの区分になるか。

自宅にお骨がある方と同じにしないといけないのでは。

はっきり書かなくてもそういう例があれば、そのように扱うとよいのではないですか。

大永委員 お墓が他にあって移すという条件と、まだ生きている人が自分のお墓を作りたいと思っている人よりも優先になるのか。どこか違う田舎にお墓があって、芦屋に住んでいてなかなか行けないので芦屋に持ってきたいという方と、お墓はないが芦屋にお墓を作りたい方の優先順位は、お墓がある方になるのですか。

委員長 先程、事務局から説明がありましたが、近年の使用者募集の状況についてですが、委員が言われている、お骨ありと改葬を同じ順位にした時期があると思いますが、それが昨年度から改葬の区分については取り扱いが変わっておりまして、一番最優先されるのは昨年度からお骨ありの方のみとなっております。

それ以前は改葬の場合はお骨ありの方と同等の扱いをしておりました。

事務局 今、一番お墓をほしいと思っている人は、自宅にお骨を置いている方だと思います。

その前の27年度までは改葬の方も優先にしていたのですが、そうすると本当にほしい方が当たらないという事にもなってしまいますので、自宅に保管されている方のみを優先とし、あとは優先枠を設けないとしております。

委員長 委員より提案のありました、改葬の場合で改葬理由が今ある墓地が何らかの事情で廃止されるという事情がある場合の取り扱いを、今一度事務局の方整理をしていただけたらと思いますが。

例えば証明書を取るとかいう事は、可能なのでしょうか。墓地が廃止されるという証明が取れるのであれば、添付してもらうことで判断材料となると考えますが。

事務局 証明の仕方ですが、自宅に保管されている方というのはどこのお墓にも入れていませんので、お手元には火葬許可書というものはあるはずで。1回お墓に入れてしまうとそれは手元に残らないので、その証明は難しいかと思えます。

直林委員 その理事会が用意するはずで。例えば芦屋市の霊園がそうなれば、市の方が当然、替え地を用意すべきですね。改葬といっても、自分から改葬したい方と、市の関係で改葬せざるを得



ないという時には市の方が証明してくれると思います。

田中委員　私の知っている例はお寺の墓地で、再開発か何かで、別の所にお墓を新しく全部移すという例です。田舎に住んでいるのでそれだったらこの際、近くに持ってきたいのでお骨だけ家に持って帰ってという話だったのです。この場合はお寺が証明してくれるでしょう。

直林委員　替え地を貰えるはずが、本人が要らないということであれば別ですが。

小澤委員　閉鎖したという証明くらいは出るでしょう。

委員長　取り扱いとして証明書が発行される場合には、その証明書に基づいてお骨ありという扱いにするということできるとりまとめできるでしょうか。

事務局　区画整理で市が替え地を用意しているが、何らかの理由でこちらに持ってくるという事ですね。

田中委員　この際それだったら、また新しく田舎に移すのならばこの際自分のところに持ってきたいということで、お骨だけ自分の家に持ってきた場合です。

事務局　替え地がないので探さなくてはということでしたら、自宅保管と同じかなと思いましたが、替え地があるけどご自身の事情で芦屋に持ってきたいという事でしたら、自宅保管と同じ扱いにはならないと思います。

委員長　全く墓地がなくなってしまうという事ではなく、いわゆる代替え地がある中での取り扱いで整理をさせていただきたいと思います。

事務局　民営のお墓が潰れた場合、替え地までは用意されないのではという想定では、自宅保管者として扱うことになるかと思いますが、それをどう証明するかというのは、その方にお話しを具体的に聞かないといけないと思います。

委員長　代替え地がある場合については従来の改葬と同じ取り扱いという事で整理をさせていただいてよろしいでしょうか。

(各委員 同意)

事務局　次に7ページの抽選要領についてですが、抽選機を回して出た番号の方を当選としたいと思います。その中で当選者1名と補欠当選者2名を決めさせていただきたいと思います。

補欠当選者は当選者が辞退された場合繰上げで当選ということになります。年1回の募集で1～2区画くらい辞退者が出て、補欠当選者が繰り上がるという事があります。

次に4) 追加募集の墓地区画及び申込資格等についてですが、随時募集での空き墓地がありましたら、追加募集を行いたいと思います。申込み資格については常時募集と同じです。当選者の

決定方法は先着順といたしまして、常時募集と同じように、同じ申込み日に複数の申込みがあった場合は抽選といたします。優先枠は設けません。

申込時の注意事項ですが、申込みは1世帯1墓地に限らせていただいております。1世帯2通以上の申込み又は同一被埋葬者について重複申込みはできません。ご主人と奥様で申し込む、親と子で申込みすることはできません。また、同一被埋葬者について、父の遺骨があり世帯は別だけど兄弟で申し込むことはできません、という事です。

委員長 いままでの説明の中で質疑があればお受けしたいと思います。

田中委員 昨年度1区画辞退があったという事ですが、補欠はなかったのですか。

事務局 昨年度の辞退は2区画で、その区画はお一人の申込みで補欠者がいませんでした。もう1区画については複数名の申しこみがありまして、補欠者が繰上げとなりました。

田中委員 50区画あって31区画しか決まらなかったのは、なぜですか。

事務局 近年の使用者募集の状況で、28年度は残19区画とありまして、うち12㎡以上が15区画あり、大きいところということで申込みがありませんでした。12㎡未満というところでは4区画ありますが、6～7㎡だったと思います。あとは場所により、道路沿いだとか、陰になっているとか、そういった好みの問題でお申込みがなかったのではないかと考えています。

田中委員 小さいところを増やしていくということですか。

事務局 はい。

委員長 質疑・意見ございませんか。

若林委員 残ってしまうところはもったいないので、さらに小さい区画にするとかは、今後考えられないか。また合葬式墓地に今後つながっていくと思う。

委員長 ただいま説明を受けました2)常時募集3)随時募集4)追加募集5)申込み時の注意事項について、選考委員会として答申として承認していただくことについてお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

(各委員 同意)

委員長 それでは今回の事務局案を諮問事項の答申にしたいと思います。

いただきましたいろいろな意見については、特に附帯事項としての扱いはしませんが、事務局としましては今後の新たな検討の際に参考にしていただくということで、まとめさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(各委員 同意)

委員長 それでは事務局よろしく願いいたします。

【議題（２）報告事項】

委員長 次に「報告事項」としてあがっております、募集日程について、説明をお願いします。

事務局 常時募集につきましても随時募集につきましても募集案内の配布につきましては29年9月1日から行いたいと思います。9月1日号の広報でもお知らせさせていただこうと考えております。

申込みにつきましては、常時募集・随時募集ともに9月7日から始めますが、常時募集は先着順で申込みできる形を取ります。随時募集は9月7日（木）から10月6日（金）の1か月間申込み期間としております。常時募集は公開抽選日・抽選結果の通知・許可申請について、その都度決定していきたいと思います。随時募集につきましても公開抽選日を29年11月15日（水）に行いますが参加は自由としています。抽選結果の通知はその1週間後11月22日（水）頃に封書でお知らせしたいと思います。当選された方は11月29日・30日に本申込みをさせていただこうと思っています。使用料と維持費の納付は約1か月後の29年12月28日までとしております。使用料・維持費の納付が確認できましたら30年2月1日を使用許可日とさせていただきます。ここから1年以内に巻石等の設備を建立していただくことになりますので、31年1月31日を期限とさせていただきます。

その後の追加募集につきましては空き墓地がありましたら1月10日から6月29日まで行いますが、最初の3日間、1月10日11日12日は随時募集での補欠当選者・落選者のみを対象に受け付けたいと思っています。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。ただいま今後の日程についての説明がありましたが、質疑・意見があればお受けしたいと思いますが、ございませんでしょうか。

特にないようですので、事務局におかれては、この日程で速やかに進めていただくようお願いいたします。

最後にその他について事務局からあればお願いいたします。

事務局 特にございません。

委員長 それでは本日予定されておりました議事全て終了しましたので、これをもって本委員会を閉会とさせていただきます。お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。